

グループホーム **carna**(カレ)国立 運営規程  
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ふれあい広場が開設する「グループホーム **carna**(カレ)国立」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従事者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上のお世話を行なう。
  - 3 事業実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設等のほか地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名 称 グループホーム **carna**(カレ)国立
  - 2 所在地 国立市西1丁目10-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
  - 2 計画作成担当者 2名以上  
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
  - 3 介護従事者 常勤換算方法 1階3以上 2階3以上 介護従事職員 12名以上  
従事者は、介護計画に基づき、適切な介護サービスを提供する。

(サービス内容)

第5条 別紙サービスの概要参照

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

共同生活住居 1 9名

共同生活住居 2 9名

(事業所の介護サービス提供方法)

第7条 介護サービス内容は利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。

3 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 家賃 80,000円/月

(2) 食材料費 1,400円/日

(3) 運営管理費 40,000円/月

(4) 敷金 160,000円

(5) その他実費費用 おむつ費用、医療費、理美容、リネン費、生活関連費用

3 上記に係る費用の徴収に際してはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。

4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 利用者は次の各号を満たす者とする。

(1) 要介護又は要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。

(2) 少人数による共同生活を営むことに支障がなく、自傷他害の恐れがないこと。

- (3) 日常的に医療的管理が必要でないこと。
- (4) 原則、国立市の介護保険被保険者であること。

(秘密保持)

第 10 条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 行政や介護支援事業所等へ、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(身体拘束)

第 11 条 (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催※するとともに、その結果について、地域密着型認知症共同生活介護従業者に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 3 本事業所の従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、地域の関係機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする（その他運営に関する重要事項）

(勤務体制の確保等)

第 18 条 事業者は、適切な提供を 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(虐待防止)

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する 者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(認知症への対応力向上)

第 20 条 従業員の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

2 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けることとしたものであり、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は従事者の資質向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、利用者の必要な記録・帳簿を整備し、その完結の日から 2 年間保管する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ふれあい広場代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日一部改訂

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日一部改訂

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日一部改訂